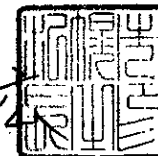


札幌市個人番号利用条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年4月 3 日

札幌市長

秋 元 克 本



札幌市規則第 28 号

札幌市個人番号利用条例施行規則等の一部を改正する規則

(札幌市個人番号利用条例施行規則の一部改正)

第1条 札幌市個人番号利用条例施行規則（平成27年規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
別表2（第3条関係）	別表2（第3条関係）

改正前

条例別表2 の機関の欄	規則で定める事務	規則で定める 特定個人情報
1 市長	(略)	(略)
	(4) 地方税法第331条の規定による市町村民税の滞納処分、同法第373条の規定による固定資産税の滞納処分、同法第463条の27の規定による種別割の滞納処分、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号。以下「平成28年地方税法等改正法」という。）附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた平成28年地方税法等改正法第2条の規定による改正前の地方税法第459条の規定による軽自動車税の滞納処分、地方税法第485条の3の規定	(略)

改正後

条例別表2 の機関の欄	規則で定める事務	規則で定める 特定個人情報
1 市長	(略)	(略)
	(4) 地方税法第331条の規定による市町村民税の滞納処分、同法第373条の規定による固定資産税の滞納処分、同法第460条の規定による軽自動車税の滞納処分、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号。以下「平成28年地方税法等改正法」という。）附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた平成28年地方税法等改正法第2条の規定による改正前の地方税法第459条の規定による軽自動車税の滞納処分、 <u>地方税法等の一部を改正す</u>	(略)

改正前

によるたばこ税の滞納処分、同法第613条の規定による特別土地保有税の滞納処分、同法第701条の18の規定による入湯税の滞納処分、同法第701条の65の規定による事業所税の滞納処分、同法第702条の8第1項の規定により固定資産税の賦課徴収の例によることとされる都市計画税の滞納処分又は同法第733条の24の規定による法定外目的税の滞納処分に関する事務

改正後

る法律（令和8年法律第2号。以下「令和8年地方税法等改正法」という。）附則第15条第4項の規定によりなお従前の例によることとされた令和8年地方税法等改正法第1条の規定による改正前の地方税法第463条の27の規定による種別割の滞納処分、地方税法第485条の3の規定によるたばこ税の滞納処分、同法第613条の規定による特別土地保有税の滞納処分、同法第701条の18の規定による入湯税の滞納処分、同法第701条の65の規定による事業所税の滞納処分、同法第702条の8第1項の規定により固定資産税の賦課徴収の例によることとされる都市計画税の滞

改正前

(5) 札幌市税条例（昭和25年条例第44号）第35条第1項の規定による市民税の減免の申請、同条例第56条第1項の規定による固定資産税の減免の申請、同条例第75条第1項の規定による種別割の減免の申請若しくは札幌市税条例の一部を改正する条例（平成29年条例第24号。以下「平成29年市税条例改正条例」という。）附則第5条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた平成29年市税条例改正条例第2条の規定による改正前の札幌市税条例第75条第1項の

改正後

納処分又は同法第733条の24の規定による法定外目的税の滞納処分に関する事務

(5) 札幌市税条例（昭和25年条例第44号）第35条第1項の規定による市民税の減免の申請、同条例第56条第1項の規定による固定資産税の減免の申請、同条例第75条第1項の規定による軽自動車税の減免の申請、札幌市税条例の一部を改正する条例（平成29年条例第24号。以下「平成29年市税条例改正条例」という。）附則第5条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた平成29年市税条例改正条例第2条の規定による改正前の札幌市税条例第75条第1項の

改正前		改正後	
	<p>規定による軽自動車税の減免の申請又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和4年政令第300号）第3条第1項の規定による森林環境税の免除の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>		<p>規定による軽自動車税の減免の申請若しくは札幌市税条例等の一部を改正する条例（令和8年条例第17号。以下「令和8年市税条例等改正条例」という。）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた令和8年市税条例等改正条例第1条の規定による改正前の札幌市税条例第75条第1項の規定による種別割の減免の申請又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和4年政令第300号）第3条第1項の規定による森林環境税の免除の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>
	(6) 札幌市税条例第75条の2第2項 (略)		(6) 札幌市税条例第75条の2第2 (略)

改正前

の規定による障害者に対する種別割の減免の申請又は平成29年市税条例改正条例附則第5条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた平成29年市税条例改正条例第2条の規定による改正前の札幌市税条例第75条の2第2項の規定による障害者に対する軽自動車税の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務

改正後

項の規定による障害者に対する軽自動車税の減免の申請、平成29年市税条例改正条例附則第5条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた平成29年市税条例改正条例第2条の規定による改正前の札幌市税条例第75条の2第2項の規定による障害者に対する軽自動車税の減免の申請又は令和8年市税条例等改正条例附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた令和8年市税条例等改正条例第1条の規定による改正前の札幌市税条例第75条の2第2項の規定による障害者に対する種別割の減免の申請に係る事実についての審査に関する

改正前			改正後		
				事務	
(略)			(略)		
備考			備考		
1～10 (略)			1～10 (略)		
11 軽自動車税関係情報 札幌市税条例第69条第1項の種別割又は平成29年市税条例改正条例附則第5条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた平成29年市税条例改正条例第2条の規定による改正前の札幌市税条例第69条第1項の軽自動車税に関する情報			11 軽自動車税関係情報 札幌市税条例第69条第1項の軽自動車税、平成29年市税条例改正条例附則第5条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた平成29年市税条例改正条例第2条の規定による改正前の札幌市税条例第69条第1項の軽自動車税又は令和8年市税条例等改正条例附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた令和8年市税条例等改正条例第1条の規定による改正前の札幌市税条例第69条第1項の種別割に関する情報		

(札幌市税規則の一部改正)

第2条 札幌市税規則(昭和39年規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第2号において「改正部分」という。)並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(軽自動車税に係る申告書等の様式)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>(1) <u>軽自動車税(種別割)納付義務免除申告書</u> (条例第74条の2) 様式100</p> <p>(2) <u>軽自動車税(種別割)(原付・小型特殊)標識再交付申請書</u> (条例第76条) 様式101</p> <p style="text-align: center;">(種別割の減免に係る障害者の範囲)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">(障害者に対する<u>種別割</u>の減免の対象となる軽自動車等)</p> <p>第35条の2 条例第75条の2第1項の規定により<u>種別割</u>の減免について市長において必要があると認める軽自動車等は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第1項に規定</p>	<p style="text-align: center;">(軽自動車税に係る申告書等の様式)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>(1) <u>軽自動車税納付義務免除申告書</u> (条例第74条の2) 様式100</p> <p>(2) <u>軽自動車税(原付・小型特殊)標識再交付申請書</u> (条例第76条) 様式101</p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税の減免に係る障害者の範囲)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">(障害者に対する<u>軽自動車税</u>の減免の対象となる軽自動車等)</p> <p>第35条の2 条例第75条の2第1項の規定により<u>軽自動車税</u>の減免について市長において必要があると認める軽自動車等は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第1項</p>

改正前	改正後
<p>する自動車検査証又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2第3項に規定する軽自動車届出済証に事業用である旨表示された軽自動車以外の軽自動車等（1台に限る。）とする。</p> <p>（障害者に対する種別割の減免の際に必要な書類）</p> <p>第35条の3 条例第75条の2第2項に規定する規則で定める書類は、種別割の減免の申請をしようとする障害者（障害者と生計を一にする者及び障害者のみの世帯の障害者を常時介護する者が当該申請をしようとする場合における当該申請に係る障害者を含む。以下「対象障害者」という。）に係る次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>に規定する自動車検査証又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2第3項に規定する軽自動車届出済証に事業用である旨表示された軽自動車以外の軽自動車等（1台に限る。）とする。</p> <p>（障害者に対する軽自動車税の減免の際に必要な書類）</p> <p>第35条の3 条例第75条の2第2項に規定する規則で定める書類は、軽自動車税の減免の申請をしようとする障害者（障害者と生計を一にする者及び障害者のみの世帯の障害者を常時介護する者が当該申請をしようとする場合における当該申請に係る障害者を含む。以下「対象障害者」という。）に係る次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

様式1（その4）を次のように改める。

様式1 (その4)

(1)

札幌市	領収済通知書 ㊦	口座番号	
	(金融機関→出納機関)	加入者名	

この領収済通知書は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。

氏名		様
----	--	---

①	②	⑤ 年度一般会計軽自動車税 下記のとおり領収したので通知します。	取りまとめ局
---	---	-------------------------------------	--------

⑦賦課年度 年度分	⑨税目コード	⑳納付税額 円	納付番号
⑯納税通知書番号		㉑延滞金額 円	確認番号
納期 年 月 日から 年 月 日まで	㉒合計金額 円		㉓領収日付印 (札幌市/コンビニ本部控)

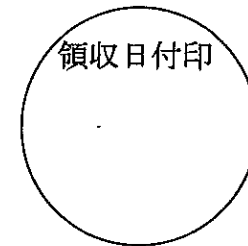
(札幌市 認 一)

切り取らないで金融機関にお出しくください。

札幌市	領収書控 ㊦
様	

納税通知書番号	
納付税額	円
延滞金額	円
合計金額	円

軽自動車税
年度



(金融機関又はコンビニ店舗控)

年度
軽自動車税
納税通知書
兼領収証書[㊦]

様方
様

あなたの今年度の軽自動車税は以下のとおりとなっておりますので、納期限までに納めてください。

車両番号	
初度検査年月	

札幌市長 

年 月 日	領 収 日 付 印	納付税額	円
賦課年度 年度分		延滞金額	円
納税通知書番号		合計金額	円
納期 年 月 日から 年 月 日まで			

- この領収証書は5年間保存してください。
- 領収日付印のない領収証書は無効です。
- 裏面に税金を納める場所等を記載しておりますのでご覧ください。

..... 車検にご利用される際は、お切り取りください。.....

軽自動車税
車検用納税証明書

様

車両 番号	
納付税額	円
滞納(注)	
有効期限	年 月 日

(注)滞納がある場合は「有」と表示されます。
上記のとおり証明します。

札幌市長 印

領 収 日 付 印	
-----------------------	--

- 領収日付印のないものは無効です。
- 車検を受けるときに必要となります。

(2)

払込取扱票 公										払込料金 加入者負担							
口座記号番号										千	百	十	万	千	百	十	円
金額																	
加入者名										備考							
(札会認 ー)																	

振替払込請求書兼受領証 公

口座記号番号											払込料 金加入 者負担
加入者名											
金額	千	百	十	万	千	百	十	円			
ご依頼人											
納税通知書番号											
年度	納付税額		円								
一般会計	延滞金額		円								
軽自動車税	合計金額		円								
備考	日付		印								

切り取らないで金融機関にお出しください。

年度	軽自動車	①	②	⑤	⑦	⑨	⑯	
税	納付番号		確認番号		⑲ 税 額			円
ご依頼人					⑳ 延滞金額			円
					㉑ 合計金額			円
					納期限	年	月	日まで
日付	※上記のとおり領収したので通知します。							
印								

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号 第 号)

これより下部には何も記入しないでください。

この受領証は、大切に保管してください。

軽自動車税
車検用納税証明書

様

車両 番号	
納付税額	円
滞納(注)	
有効期限	年 月 日

(注)滞納がある場合は「有」と表示されます。

上記のとおり証明します。

札幌市長

印

領収日付印	
-------	--

○領収日付印のないものは無効です。

○車検を受けるときに必要となります。

車検にご利用される際は、お切り取りください。

年度
軽自動車税
納税通知書
兼領収証書

公

振替払込用紙

兼用

あなたの今年度の軽自動車税は以下のとおりとなっておりますので、納期限までに納めてください。

車両番号	
初度検査年月	

札幌市長

印

年 月 日	領収日付印	納付税額	円
賦課年度 年度分		延滞金額	円
納税通知書番号		合計金額	円
納期 年 月 日から 年 月 日まで			

○この領収証書は5年間保存してください。

○領収日付印のない領収証書は無効です。

○裏面に税金を納める場所等を記載しておりますのでご覧ください。

○ゆうちょ銀行又は郵便局で払込みのときは、ゆうちょ銀行又は郵便局が発行する受領証をもって領収証書にかえさせていただきます。

備考

- 1 この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載すること。
- 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式2（その1）中 「
軽（種別割）
自動車税」 を 「
軽自動車税」 に改める。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
様式12（その4） <u>年度 軽自動車税(種別割)減免申請書</u> (略)	様式12（その4） <u>年度 軽自動車税減免申請書</u> (略)
様式13（その4） (略) <u>年度(年度分) 軽自動車税(種別割)減免承認(却下)通知書</u> (略)	様式13（その4） (略) <u>年度(年度分) 軽自動車税減免承認(却下)通知書</u> (略)
様式44（その10） <u>年度軽自動車(種別割)課税台帳</u>	様式44（その10） <u>年度軽自動車課税台帳</u>

改正前	改正後				
(略)	(略)				
様式100 軽自動車税(種別割)納付義務免除申告書	様式100 軽自動車税納付義務免除申告書				
(略)	(略)				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">納付義務を免除されるべき軽自動車税(種別割)</td> <td style="width: 70%;">(略)</td> </tr> </table>	納付義務を免除されるべき軽自動車税(種別割)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">納付義務を免除されるべき軽自動車税</td> <td style="width: 70%;">(略)</td> </tr> </table>	納付義務を免除されるべき軽自動車税	(略)
納付義務を免除されるべき軽自動車税(種別割)	(略)				
納付義務を免除されるべき軽自動車税	(略)				
(略)	(略)				
上記のとおり、軽自動車税(種別割)の納付義務の免除理由に該当しますので、関係書類を添えて申告します。 (略)	上記のとおり、軽自動車税の納付義務の免除理由に該当しますので、関係書類を添えて申告します。 (略)				
様式101 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 85%;">軽自動車税(種別割)(原付・小型特殊)標識再交付申請書</td> <td style="width: 15%;">(略)</td> </tr> </table>	軽自動車税(種別割)(原付・小型特殊)標識再交付申請書	(略)	様式101 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 85%;">軽自動車税(原付・小型特殊)標識再交付申請書</td> <td style="width: 15%;">(略)</td> </tr> </table>	軽自動車税(原付・小型特殊)標識再交付申請書	(略)
軽自動車税(種別割)(原付・小型特殊)標識再交付申請書	(略)				
軽自動車税(原付・小型特殊)標識再交付申請書	(略)				
(略)	(略)				
注 (略)	注 (略)				

(札幌市会計規則の特例に関する規則の一部改正)

第3条 札幌市会計規則の特例に関する規則(昭和29年規則第45号)の一部を次のように改正する。

様式1（その1）及び様式3（その1）中

「
軽（種別割）
自動車税
」
を
「
軽自動車税
」
に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際第2条の規定による改正前の札幌市税規則様式12（その4）、様式100若しくは様式101の規定又は第3条の規定による改正前の札幌市会計規則の特例に関する規則様式1（その1）若しくは様式3（その1）の規定に基づいて作成された用紙で現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。